

## 勤務条件に関する措置の要求及び審査の手續等に関する規則

平成27年4月1日公平委員会規則第2号

最終改正：令和5年7月21日

(この規則の目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第48条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手續並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務条件に関する措置の要求の手續)

第2条 職員が個別的に、又は職員団体(法第53条及びこれに基づく条例により公平委員会に登録された職員団体をいう。以下同じ。)を通じて団体的に、法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求(以下「要求」という。)をしようとするときは、これを書面でしなければならない。

2 前項の書面(以下「要求書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記載し、要求を行う職員(職員団体を通じて要求を行う場合には、その職員団体の代表者とする。以下「要求者」という。)が記名して、正副各1通を記録その他の適切な資料とともに、公平委員会に提出しなければならない。

- (1) 要求者の氏名、住所、職及び所属、但し、要求者が職員団体の代表者である場合には、その職員団体の名称、職員団体における役職名及び氏名
- (2) 要求事項
- (3) 要求の理由
- (4) 要求事項についてすでに当局と交渉(法第55条第11項の規定による不満の表明又は意見の申出を含む。以下同じ。)を行った場合には、その経過の概要

(要求書の調査等)

第3条 要求書が提出された場合には、公平委員会は、要求者の資格、要求事項等に関し調査し、その要求を受理するかどうかについて決定を行わなけれ

ばならない。

- 2 公平委員会は、前項の決定を行う前に、要求者に対して要求事項について当局と交渉を行うようにすすめることができる。

(要求の却下の通知)

第4条 公平委員会は、要求を却下すべきものと決定した場合には、その旨を要求者に通知するとともに、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行訴法」という。）第46条第1項に規定する教示に関する事項を記載した書面を送付するものとする。

(審査)

第5条 公平委員会は、事案の審査のため、必要があると認めるときは、要求者、要求者の所属の長その他の関係者の出頭を求めてその陳述を聴き、これらの者に対し、資料の提出を求め、その他必要な事実調査を行うことができる。

- 2 公平委員会は、事案の審査のため、必要があると認めるときは、証人を呼び出してその証言を求め、又は証人に対し、口頭による証言にかえて、口述書を提出させることができる。

(審査の指揮等)

第6条 不利益処分に関する規則（平成27年公平委員会規則第3号）第7条の規定は、勤務条件に関する措置の要求の審査の場合に準用する。

(要求の取下)

第7条 要求者は、公平委員会が判定を行うまでの間は、何時でも、要求の全部又は一部を取り下げることができる。

(審査の打切)

第8条 公平委員会は、次の各号に掲げる場合においては、事案の審査を打ち切ることができる。

- (1) 要求者の死亡、所在不明等により事案の審査を継続することができなくなったと認める場合

- (2) 関係当事者間に於ける交渉等により事案の解決した場合
  - (3) 要求の理由の消滅等により事案の審査を継続する必要がなくなったと認める場合
  - (4) 要求者が審査を継続する意思を放棄したと認められる場合
- 2 公平委員会は、前項の規定（要求者の死亡の場合を除く。）に基づき審査を打ち切ったときは、書面により要求者及び必要があると認めるときは当局に、その旨を通知するものとする。
- 3 要求は、要求者の死亡又は前項の通知により終了する。

（判定）

第9条 公平委員会は、審査を終了したときは、すみやかに、判定を行い、これを書面に作成して、要求者及び必要があると認めるときは当局に、送付しなければならない。この場合において、要求者には、行訴法第46条第1項に規定する教示に関する事項を記載した書面を併せて送付するものとする。

（勧告）

第10条 公平委員会は、判定の結果必要があると認めるときは、当局に対し、書面で勧告しなければならない。この場合においては、その書面の写を要求者に送付するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年7月21日公平委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。